誘導施設の一覧（都市機能誘導区域）

<table>
<tr><th rowspan="2">誘導施設</th><th colspan="2">定義</th></tr>
<tr><th>豊橋駅周辺</th><th>南栄駅周辺、二川駅周辺
井原停留場周辺、藤沢町周辺</th></tr>
<tr><td rowspan="2">医療施設</td><td colspan="2">・医療法第１条の５第１項に定める病院のうち一般病床数が 200 床未満のもの</td></tr>
<tr><td>・医療法第１条の５第１項に定める病院のうち一般病床数が 200 床以上のもの</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">商業施設</td><td colspan="2">・大規模小売店舗立地法第２条に定める大規模小売店舗のうち、店舗面積が３千㎡以上１万㎡未満のもの</td></tr>
<tr><td>・大規模小売店舗立地法第２条に定める大規模小売店舗のうち、店舗面積が１万㎡以上のもの</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">金融施設</td><td colspan="2">・銀行法第２条に定める銀行
・日本郵便株式会社法第２条第４項に定める郵便局</td></tr>
<tr><td>・銀行法第２条に定める銀行または日本郵便株式会社法第２条第４項に定める郵便局（豊橋郵便局と同程度の規模を想定）</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行政施設</td><td colspan="2">・市役所が設置する窓口業務を有する施設（豊橋市窓口センター規則に定める施設と同等の施設）</td></tr>
<tr><td>・市役所（豊橋市役所の位置を定める条例に定める施設）
・国または県が設置する施設</td><td>―</td></tr>
<tr><td>文化・スポーツ施設</td><td>・図書館法第２条の１に定める図書館
・博物館法第２条に定める博物館　等</td><td>―</td></tr>
<tr><td>福祉施設</td><td>・総合福祉施設</td><td>―</td></tr>
<tr><td>教育施設</td><td>・学校教育法第 83 条に定める大学
・学校教育法第 115 条に定める高等専門学校</td><td>―</td></tr>
</table>

※業務施設は、本市が任意に定める誘導施設ですので、法定の届出対象外となります。